

高森町集中改革プランの実績

高森町の行政改革は、平成8年に策定した行政改革大綱を契機に、簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指し、行財政の基盤整備に取り組んで参りました。

この間、景気の動向をはじめとする社会経済情勢の急激な変化や、地方分権への動きが急速に進み、国と地方公共団体のあり方についても、根本的な見直しが行なわれるなど、時代の大きなうねりを背景に、行政のあり方を常に注視し、時代の変化に即した行政運営の推進に努めてきたところであります。

特に、平成14年度に、高森町補助金等検討委員会設置規則を制定し、15年度には、民間有識者や各種団体代表者による検討委員会を設置して、補助金や助成金、負担金について一律20%カット等全般的な見直しを実施しました。

また、職員数の削減や給与制度の見直しを実施するなど、積極的な行政改革に取り組んできた所であります。

さらに、平成17年度には『高森町行財政改革集中改革プラン』を策定し、17年度から21年度までの5ケ年間において、下記の事項を具体的な取組としました。(下段は取組結果)

17年度から21年度までの具体的な取組事項

- ① **高森町中央出張所の廃止**
平成17年12月に廃止しました。
- ② **町立保育園の統合**
平成19年4月に草部保育園・草部北部保育園・野尻保育園及び河原へき地保育園を統合し高森東保育園を開園しました。
- ③ **役場組織の再編(課の統廃合)**
平成19年3月に11課2局2出張所体制から6課2局体制に再編しました。
- ④ **職員の削減**
平成12年度は103人でした。21年度末では82人となり、21人の減となりました。
- ⑤ **総合計画、過疎計画掲載事業の見直し**
総合計画を平成21年3月策定しました。
過疎計画を平成22年10月策定しました。
- ⑥ **助成金、補助金、負担金の見直し**
補助金等に係る予算執行の適正化を図る目的に、高森町補助金等交付規則を平成17年12月に制定しました。
- ⑦ **民間委託への推進(指定管理者制度の活用)**
町直営で行っていた5つの施設について、下記のとおり指定管理者に委託しました。

高森温泉館	平成18年4月委託
奥阿蘇物産館・キャンプ場	平成18年4月委託
高森町有機農業推進施設	平成19年4月委託
高森町観光交流センター	平成20年4月委託
奥阿蘇特産品加工場	平成20年4月委託
- ⑧ **スクールバスの民間委託化**
町職員等で行っていた、高森東小・中学校のスクールバスでの送迎を、平成19年4月から民間に委託しました。
- ⑨ **学校給食センターの統合・民間委託化検討**
調理業務の民間委託実施予定
- ⑩ **その他**
産業観光館を南阿蘇鉄道に譲渡しました。(現在高森駅)
芙蓉館を社会福祉協議会に譲渡しました。

以上のように、行政・議会が一丸となって行財政改革に取り組んで参りました。

改革による効果

(平成21年度から過去10年間での比較)

① 歳出

過去10年間で最も歳出が大きい平成13年度は53億6千7百万円で、21年度は44億4千6百万円でした。しかし、21年度は国の景気対策の交付金が約5億4千万円含まれているため、実質約39億1千万円であり、約14億5千万円の削減となりました。

② 地方債残高(借金)

地方債の一番多い年は平成15年度の65億4千8百万円でした。21年度末は53億1千3百万円で、12億3千5百万円の削減となりました。

③ 財政調整基金の積立額(貯金)

平成12年度は5億1千2百万円でした。しかし、国の「三位一体の改革」による国庫補助金や交付税の削減等による歳入不足で、18年度は3億1千7百万円までなりましたが、歳出の抑制を行い21年度は6億7百万円と増加になりました。

※ 詳細については、左のページの別表をご参照ください。

平成12年度から平成21年度まで(10年間)の財政等の推移(抜粋)

資料：地方財政状況調査

表1 財政状況の推移

(単位：千円)

	12年度	13年度	15年度	18年度	21年度
歳入額 (A)	4,914,792	5,521,564	4,695,671	4,353,063	4,547,154
うち地方交付税額	2,507,662	2,379,979	2,038,779	1,939,902	2,078,654
歳出額 (B)	4,797,384	5,367,579	4,585,824	4,299,123	4,446,526
(A) - (B) = (C)	117,408	153,985	109,847	53,940	100,628
繰越額 (D)	8,575	26,227			34,111
実質収支 (C) - (D) = (E)	108,833	127,758	109,847	53,940	66,517
単年度収支 (F)	△ 28,053	18,925	26,759	88	17,239
積立金・積立額 (G)	194,511	342,978	320,370	88,953	226,487
積立金・取崩額 (H)	50,000	260,000	250,000	140,000	69,500
地方債繰上償還額 (I)	23,160	80,825			15,603
実質単年度収支 (F) + (G) - (H) + (I)	139,618	182,728	97,129	△ 50,959	189,829
財政調整基金年度末現在高	512,920	595,898	594,913	317,280	607,589

表2 地方債現在高の推移

(単位：千円)

	12年度	13年度	15年度	18年度	21年度
一般公共事業債	53,764	81,766	81,890	110,194	86,066
一般単独事業債	1,371,758	1,117,298	826,915	526,247	294,204
公営住宅建設事業債	526,975	588,364	685,455	604,271	461,592
義務教育施設整備事業債	396,438	536,976	635,985	641,305	502,433
辺地対策事業債	668,596	738,281	898,699	739,006	536,355
過疎対策事業債	2,537,692	2,420,596	2,282,419	1,990,564	1,454,176
臨時財政対策債	0	86,600	580,800	1,120,610	1,472,771
その他	552,863	577,656	556,219	552,207	505,921
計	6,108,086	6,147,537	6,548,382	6,284,404	5,313,518

【用語解説等】

- 地方交付税とは、市町村によって生じている税収入の格差を是正し、一定の行政水準を保つために国から交付される交付金をいいます。
- 繰越額は、複数の年度をかけて実施する事業がある時に行います。
- 実質収支は、形式収支から繰越額を控除して求めます。これが最も重要な収支で、これが黒字の場合、黒字団体といい、赤字になると赤字団体といいます。
- 単年度収支とは、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いて求めます。
- 実質単年度収支とは、実質的な債務の増加または貯蓄等債券の増加を捉えようという指標です。
- 財政調整基金とは、大幅な税収減になったり、災害の発生等により思わぬ支出増加等に備え積立しているもの。家庭でいう貯金的なものです。
- 臨時財政対策債は、平成13年度から交付税の補填として認められた地方債です。これは後年度交付税措置されます。
- 過疎対策事業債については、元利償還金の70%、辺地対策事業債については、元利償還金の80%が後年度交付税措置されます。
- 一般公共事業債・義務教育施設整備事業債等についても、元利償還金については一定額について後年度交付税措置されます。



今後においても健全な財政運営に努めます。